

文書逡送業務入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県文書逡送業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

文書逡送業務 一式

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

入札金額は、1日あたりの単価の合計で記載すること。（各コースの詳細は仕様書による。）

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業品目「410 運送」について令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項第1号に規定する特定信書便役務の許可（役務の提供区域に愛媛県が含まれているものに限る。）を受けている者であること。
- (4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。
- (5) 愛媛県内に事業所を有する者であること。
- (6) 仕様書に示された条件で委託業務を実施するため、必要な人員・車両を備えている等の体制が整っていること。

3 入札参加資格の確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 必要書類
 - ア 誓約書（様式1）
 - イ 入札参加資格確認書（様式2）及び添付書類（役務の提供区域に愛媛県が含まれることを明示しているもの。）
- (2) 必要書類の提出場所及び提出方法
11に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。
- (3) 必要書類の受領期限
令和7年3月10日（月）午後5時15分まで

4 入札及び開札

- (1) 入札方法
入札参加者又はその代理人は、入札書（様式3）及び委任状（様式4）を、開札の日時に開札の場所へ直接持参すること。郵便、加入電話、ファクシミリ、電送、その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 開札の日時及び場所
日時 令和7年3月17日（月）午前10時00分
場所 愛媛県庁本館2階 総務部・県民環境部会議室
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書（様式3）を使用することができる。
 - ア 委託業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しない物で記載又は押印し、入札金額はアラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

- (10) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。
- (11) 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書（様式5）を徴する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に際しては、入札見積金額に運行予定日数を乗じた額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札（契約）保証金免除申請書を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札(契約)保証金について」参照）

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約の際に契約金額に運行予定日数を乗じた額の10分の1（円未満切上）以上の契約保証金（現金）を納付しなければならない。

ただし、入札（契約）保証金免除申請書を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札(契約)保証金について」参照）

6 無効の入札書

次の各号に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者が他の入札者の代理をして入札したとき。
- (4) 入札者が連合して入札したと明らかに認められたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (6) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (7) 入札書の金額、記名、押印その他必要記載事項を確認できないとき。
- (8) 入札者の代理権限のない者が入札したとき。
- (9) 入札者が入札金額を訂正した入札をしたとき。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並び

に落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。

- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交しをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、指定の期日までに契約書を取り交すものとする。
- (2) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書(案)及び添付書類のとおり

10 その他の事項

- (1) 入札参加者又はその代理人が本県委託業務に関して要した費用については全て当該者が負担するものとする。
- (2) 本件委託業務は、令和7年度予算を審議する愛媛県議会において、当初予算の成立を条件として実施するものである。

11 事務を担当する部局

愛媛県総務部総務管理局私学文書課文書グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089) 912-2223

入札当日に必要なもの

- 入札保証金（入札保証金免除の決定を受けた者を除く）
- 入札書（様式3 封入のうえ提出）
- 委任状（様式4 代理人が入札に参加する場合のみ）
- 代表者印（代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑）
- 収入印紙 200円（入札保証金免除の決定を受けた者を除く）

※不落札により入札保証金を返還する場合に入札保証金保管書の領収欄に貼付が必要なため。